

健康格差検討作業部会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は健康格差検討作業部会の運営に関して必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 健康格差検討作業部会は、次の事項を協議する。

- (1) 健康格差に関する実態把握及び分析に関すること。
- (2) 健康格差を縮小するための施策検討に関すること。

(委員)

第3条 健康格差検討作業部会委員は、別表に掲げる区分により県が指名する者、及び機関から推薦された者で構成する。

(組織)

第4条 健康格差検討作業部会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、健康格差検討作業部会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて県が招集し、座長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 健康格差検討作業部会の庶務は、健康づくり支援課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

健康格差検討作業部会委員区分

	区分
1	市町村（国保部門）
2	市町村（健康部門）
3	大学（運動）
4	大学（公衆衛生）
5	医療保険者
6	県機関（公衆衛生）
7	県機関（栄養）
8	健診機関

健康格差検討作業部会委員名簿

区 分	所 属	職名	氏 名
市 町 村 (国保部門)	木 更 津 市 役 所	主 査	西 川 佳 代 子
市 町 村 (健康部門)	銚 子 市 役 所	保 健 師 長	高 橋 玲 子
大 学 (運動)	順 天 堂 大 学 大 学 院	教 授	内 藤 久 士
大 学 (公衆衛生)	千 葉 大 学 大 学 院 医 学 研 究 院	教 授	羽 田 明
大 学 (公衆衛生)	千 葉 科 学 大 学 看 護 学 部	教 授	安 藤 智 子
医 療 保 険 者	全 国 健 康 保 険 協 会 千 葉 支 部	保 健 グ ル ー プ 長	町 田 恵 子
県 機 関 (公衆衛生)	君 津 健 康 福 祉 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長	一 戸 貞 人
県 機 関 (栄養)	保 健 医 療 大 学 栄 養 学 科	教 授	渡 邊 智 子
健 診 機 関	ち ば 県 民 保 健 予 防 財 団	調 査 研 究 部 長	柳 堀 朗 子

第1回 健康格差検討作業部会

平成27年6月2日(火)

午後3時から午後5時

千葉市文化センター9階 第1会議室

1 開会

2 議題

(1) (仮)健康格差分析事業報告書の考え方について

ア 実態把握について

イ 要因分析について

(2) 好事例の選定について

3 その他

4 閉会

健康格差検討作業部会と健康ちば地域・職域連携推進協議会の日程と作業スケジュール

年度・月	27年度												28年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
健康格差 検討 作業部会			第1回作業部会 6/2	●報告書作成の方向性 実態把握 要因分析結果 ●好事例の選定方法について検討			第2回作業部会	●報告書(案)の検討 実態把握 要因分析結果 ●好事例の選定			第3回作業部会	●報告書(案)の 検討		●市町村等 への普及		
健康ちば 地域・職域 連携推進 協議会			第1回 本協 議会 (7/8)									第2回 本協 議会				